

第2回 市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会 議事概要

平成22年2月24日(水)

14:00~15:30

市原市勤労会館(youホール)

1. 開 会

2. 議 事

(1) 「市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱」変更の承認
事務局より、要綱変更の説明を受け、構成員満場一致により要綱の変更を承認

(2) 「市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画(素案)」について

事務局より、「市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画素案」

1. タクシー事業適正化・活性化の推進に関する基本的な方針及び2. 地域計画の目標について資料説明

臼井委員

- ・タクシー運転者の年収は、全国平均でも300万円以下となっており、規制緩和以降、生活は苦しくなっている。
- ・賃金体系について、委員の皆様にご理解いただくためにご説明すると、タクシー賃金の形態は、A型、AB型、B型、C型、リース型などがあり、どれを採用しているかは会社によって違う。A型は理想的な形態でボーナスや退職金があるもの。AB型は退職金がない。ほとんどがこれを採用している。B型は歩合制。C型は引き算方式で、例えば50万円の売り上げならば給料は15万円で交通費はいくらですよというもの。リース型は例えば月15万円会社に納めれば、燃料等は運転者持ちでそれ以外は自分の賃金になるもの。それと、千葉県内ではないが、違法なレンタル方式というものもある。
- ・同一地域同一運賃で、同じ土俵にのって仕事をすべき。
- ・この業界はなくならないと思っているが、今の状態が続いていっては事業主がやり切れなくなる。事業主なり、運転者が考え方を改めなければならない。

小出委員

- ・労働者代表の臼井委員の発言を聞いたが、事業主の考え方と大きい差はないなと感じた。
- ・規制緩和後、これだけ車両数が増えたことは大変なことだ、

という自覚を、事業者が責任をもって感じていかなければならないことだと思っている。

- ・市原交通圏は、1市で1交通圏という特性を事業者も認識していかなければならないし、委員の皆様にもご理解いただきたいと思う。
- ・この地域計画素案のデータは昨年11月のものであるが、今はこれよりもさらに売り上げは悪化している。市原の特性として臨海部企業からの需要があるが、こちらからの需要が大幅に落ち込んでいる状況である。また、飲食街においても閑散としており、こちらも需要が落ち込んでいる状況である。
- ・市原市は広域で、自家用車の使用が多く、高齢になっても自家用車を使用している。このため、市では、高齢者対策として、「交通マスタープラン」を策定していただいている最中である。
- ・一方、景気悪化の影響で、運転者の雇用が容易になっている面もあり、実働率だけを見れば上がっている事業者もあるが、実働率と運送収入は単純に比例するものではないので、その点も我々事業者は考えていかなければならない。
- ・各社ごとの事情はあるものの、我々事業者は、地域計画素案に記載された内容を実行すべく、努力しなければならないと思う。

事務局より、「市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画（素案）」3．地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及び実施主体に関する事項について資料説明

穴倉委員
【代理】

- ・現状の解決に向けて、効果的なものとは、やはり供給過剰の解消ではないかと思うが、それについて具体的な方策が触れられていないのはなぜか。

事務局

- ・地域計画として記載する内容として、「これだけ減車する」というようなことは法令上記載することができないこととなっている。また、事業者側の財産権や労働者側の雇用の問題もあり、減車については事業者の判断で行っていただくこととなる。そこで、減車については、各事業者は積極的に特定事業計画と相まった減車等の事業再構築についても検討することが必要不可欠と結んでいるところである。

岩佐事務局長

- ・この部分は分かりづらい記載となっているが、業界としては、地域計画に沿って実行すべく、努力していきたいと考えてい

る。

小出委員 ・ 8 ページに「関係者は諸般のタクシー問題の改善に向け、この供給過剰な状態の解消に努めるべきである」と記載されているが、この文言だけでも大変重いことだと捉えている。これを受け、どのように減車していくか、努力していきたい。

飯村会長 ・ 法令上の問題もあり、この部分の表現はこれが妥当であると考えているが、いかがか。

宍倉委員 ・ 了解した。
【代理】

佐久間委員 ・ 市では、現在、交通マスタープラン、ビジョンと10年間の基本計画を、昨年と今年の2年にかけて作成している。この中でも、タクシーは貴重な公共交通機関と位置づけ、特に高齢者等の移動の際には必要不可欠な交通機関としている。また、鉄道やバスがあまりない地域にとっては、タクシーは貴重な移動手段なので、今後も充実させていきたい。さらに、鉄道やバス等の乗り継ぎ環境の整備も図っていく予定なので、この地域計画素案に記載された内容とも合致しているものである。
・ 市では、コミュニティバスも運行しているが、他市と違うのは市民との共同のかたちをとっており、地元住民が主体となって、市は2分の1の補助をして運行している。今後は、バスを使用するまでの需要がない地域においては、デマンド型の乗合タクシー等の運行を期待しているところである。

臼井委員 ・ 休車車両を減車しただけでは意味がない。運転者の賃金を上げるためには、極論ではあるが、稼働している車両を減車する必要がある。
・ この地域計画素案に記載されているとおり、事業者や運転者の体質、考え方を変えなければならないと思うが、この計画の中にはお金がかかるものも含まれている。しかし、現状では事業者にそれを望むのは難しい。これからタクシー事業として残っていくためには、例えば、ボランティア活動として清掃をしたり、花を植えるなど、他の方法を用いて、タクシーを理解していただき、利用していただく必要があるのではないかと思う。

- 事務局
- ・地域計画（素案）については、持ち帰って検討していただき、さらに質問や意見等があれば、3月10日までに事務局へ連絡していただきたい。
 - ・次回は、皆様の意見等を踏まえた地域計画（案）を示し、意見集約を図ることとしたい。開催は、5月11日14時からこの会場とする。

3 . 閉 会

【配布資料】

議事次第

委員名簿

配席図

資料 1 市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（案）

資料 2 市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画（素案）

以 上